

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の拡大を防止するためにすべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

雪害、火山災害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 気象予報・警報等の収集および伝達

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官等に通報しなければならない。

2 実施内容

- (1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア 気象予報・警報等の発表

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

青森県の警報・注意報発表区域図 資料編 4-1-1

- (ア) 特別警報・警報・注意報

1 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の概要は次のとおりである。

特別警報…予想される現象が特に異常であるため、暴風、暴風雪、大雨、大雪等、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警 報…暴風、暴風雪、大雨、大雪等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注 意 報…強風、風雪、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

b 特別警報・警報・注意報の種類と概要及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類と概要及び具体的な発表基準は次のとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類と概要	資料編	4-1-2
五戸町の警報・注意報発表基準	資料編	4-1-3
別表1 五戸町の「大雨警報基準」	資料編	4-1-4
別表2 五戸町の「洪水警報基準」	資料編	4-1-5
別表3 五戸町の「大雨注意報基準」	資料編	4-1-6
別表4 五戸町の「洪水注意報基準」	資料編	4-1-7

(イ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）大雨、洪水についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える。なお、一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

水防活動用警報・注意報	資料編	4-1-8
-------------	-----	-------

(ウ) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報等に先立って警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂等の情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨特別警報又は大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に90mm以上）を地上の雨量計により観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

d 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

イ 気象予報・警報等の伝達

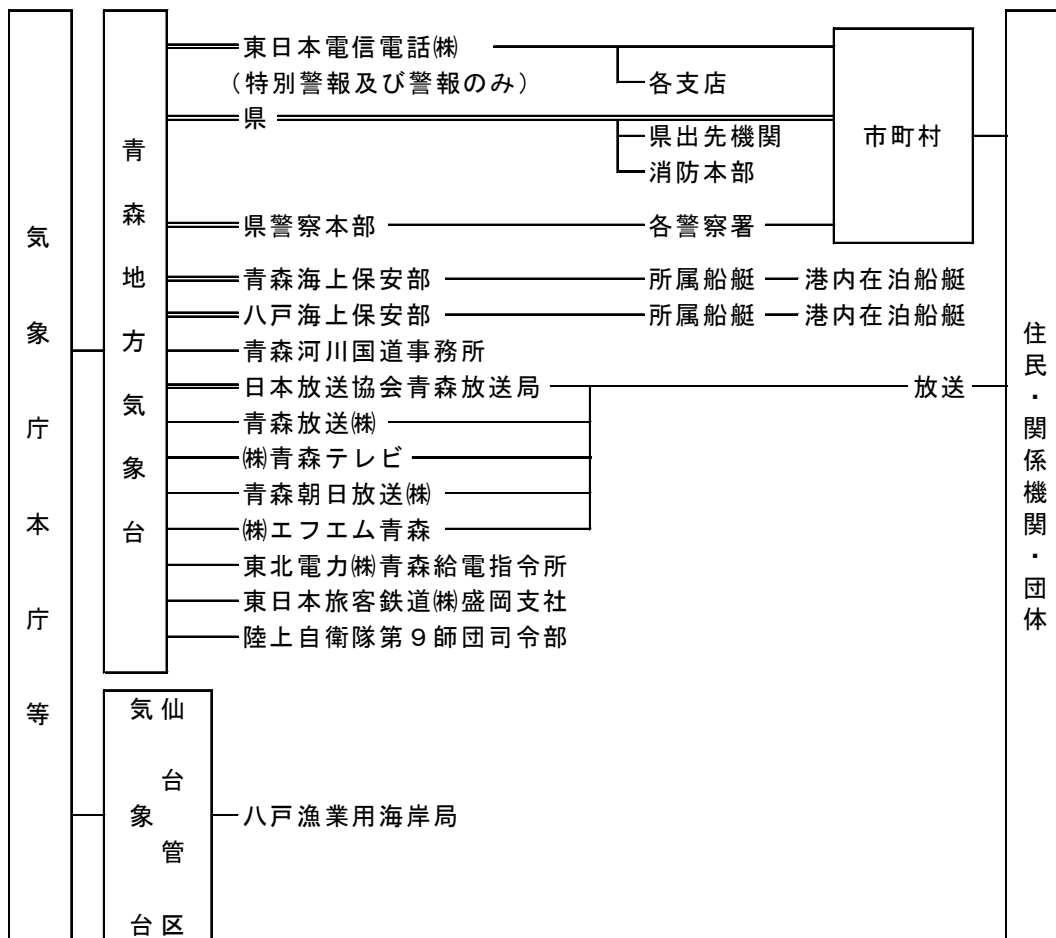
(ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、消防庁、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森（八戸）海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は特別警報及び警報に限る。

- (イ) 県は、青森県防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村へ伝達する。県警察本部においても、関係市町村に伝達するよう努める。
- (ウ) 東日本電信電話株式会社は、特別警報及び警報を各支店、関係市町村に伝達する。
- (エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、暴風(雪)警報が発表された場合等、気象情報を鑑み、必要に応じ、船舶、所有者及び代理店等の海事関係者に対し、航行警報、安全通報及び船艇、航空機の巡回等により、避難勧告等の措置を講じる。
- (オ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。
- (カ) 放送機関は、住民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (キ) 消防庁は、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)により、速やかに市町村に伝達する。
- (ク) その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講じる。
- (ケ) 町は、必要に応じ、直ちに住民及び関係する公私の団体に周知する。

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。
- (コ) 県及び町は、住民等に警戒等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)、災害情報共有システム(Lアラート)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

気象予報・警報等・情報伝達系統図



洪水予報の種類と発表基準 資料編 4-1-9

(2) 水位到達情報の周知及び伝達

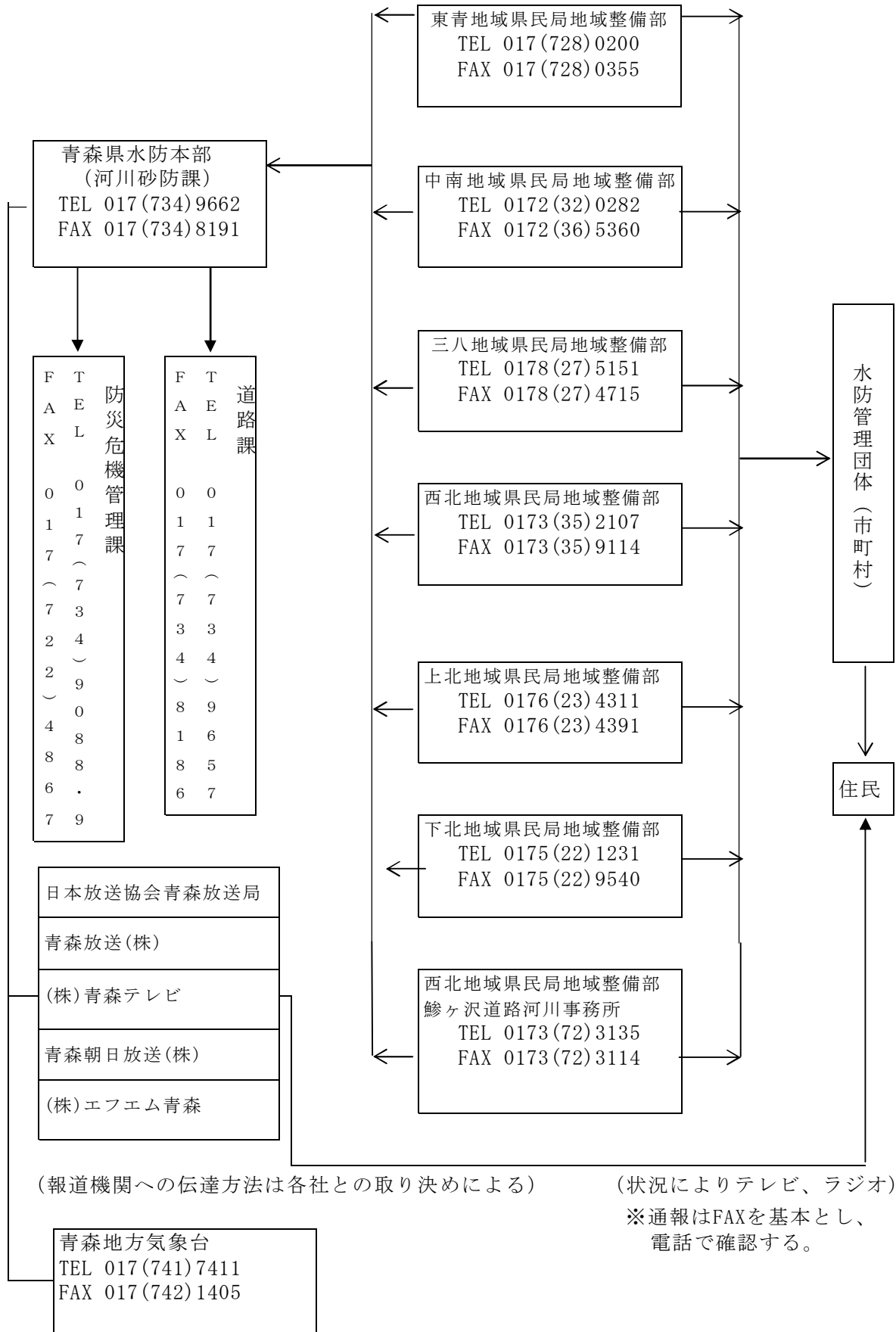
ア 水位到達情報の周知

県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位周知河川」として指定し、避難等の目安となる「氾濫危険水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したとき又は、避難判断水位を下回ったときは町(水防管理者)に通知するとともに報道機関の協力を得て住民に周知する。

イ 氾濫危険情報の伝達系統図

青森河川国道事務所より氾濫危険情報を受けた場合、及び県が指定した河川において水位到達情報を発表した場合は、次の伝達系統図により伝達する。

県指定水位周知河川における避難判断水位到達情報伝達系統図



(3) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア 水防警報の発表及び水防指令の発令

(ア) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類 資料編 4-1-10

b 水防警報を行う河川及びその区域 資料編 4-1-11

(イ) 水防指令の発令

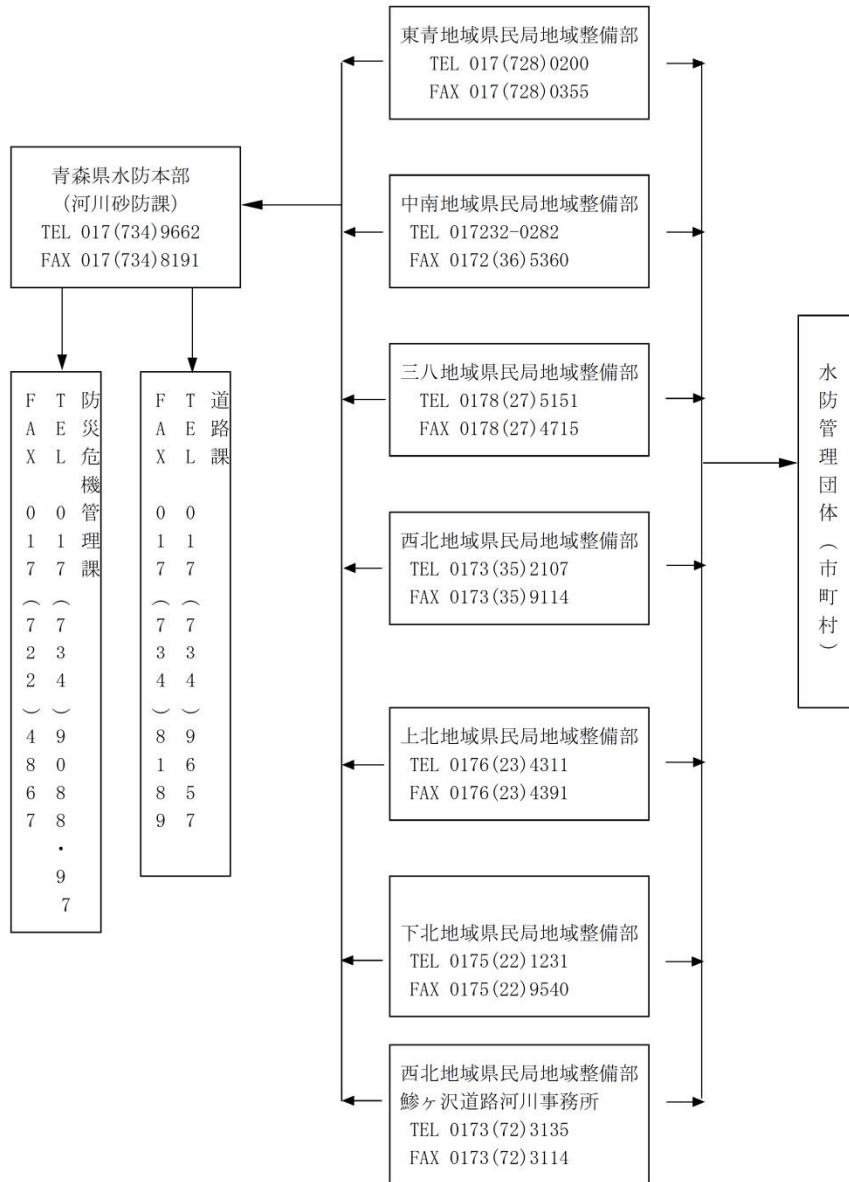
水防本部長（知事）又は支部長（三八地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

水防指令の発令 資料編 4-1-12

イ 水防警報及び水防指令の伝達

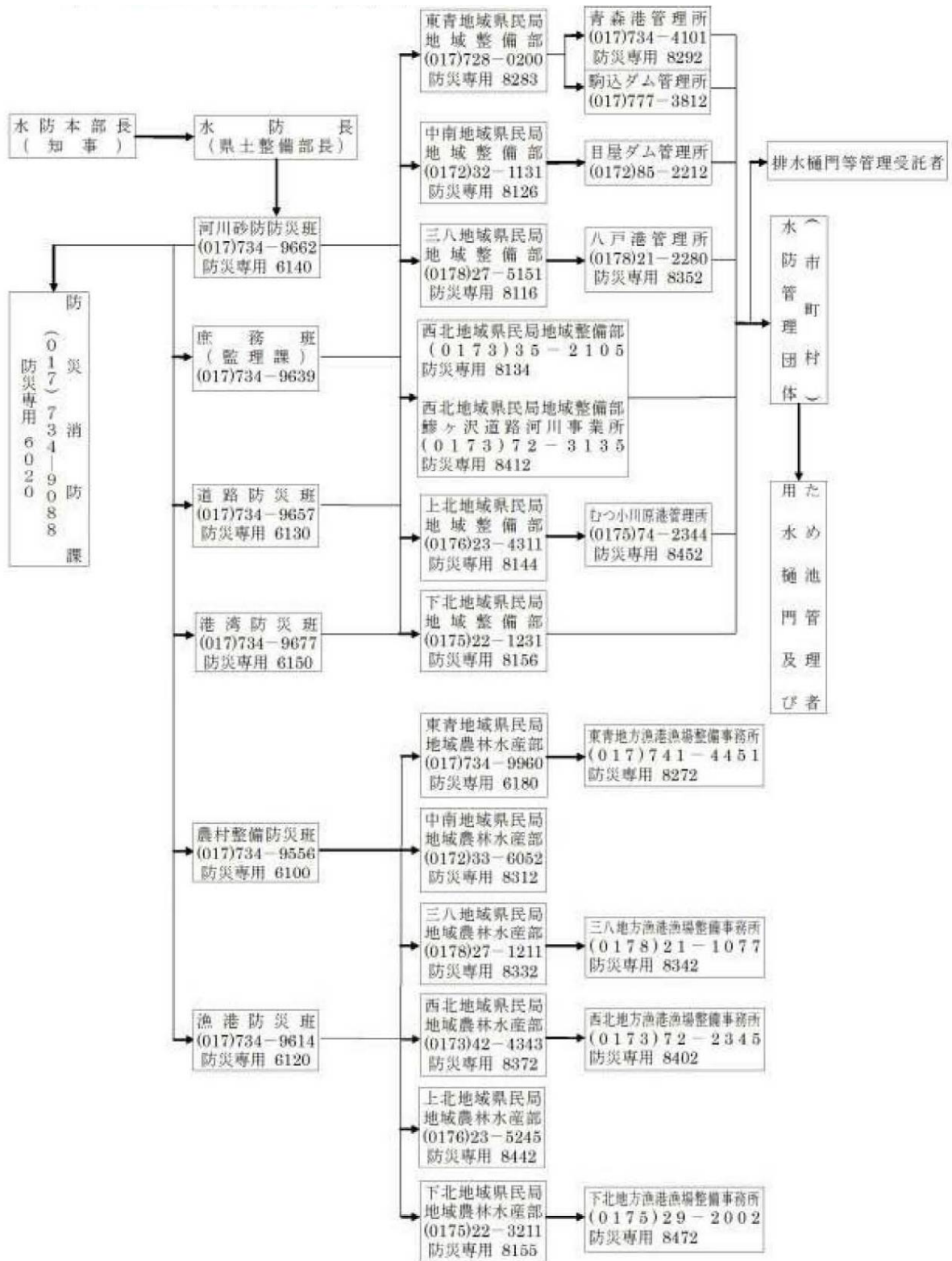
水防警報及び水防指令は、指定河川及び県管理河川ごとに次の系統図により伝達する。

(7) 水防警報伝達系統図（青森県）



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

(イ) 水防指令伝達系統図（青森県）



※防災専用…青森県防災情報ネットワーク専用電話

(4) 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨特別警報又は大雨警報を発表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まったときに、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、青森県土砂災害警戒情報を共同で発表する。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達するとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知を図る。

ア 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。(※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。)

イ 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生後の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

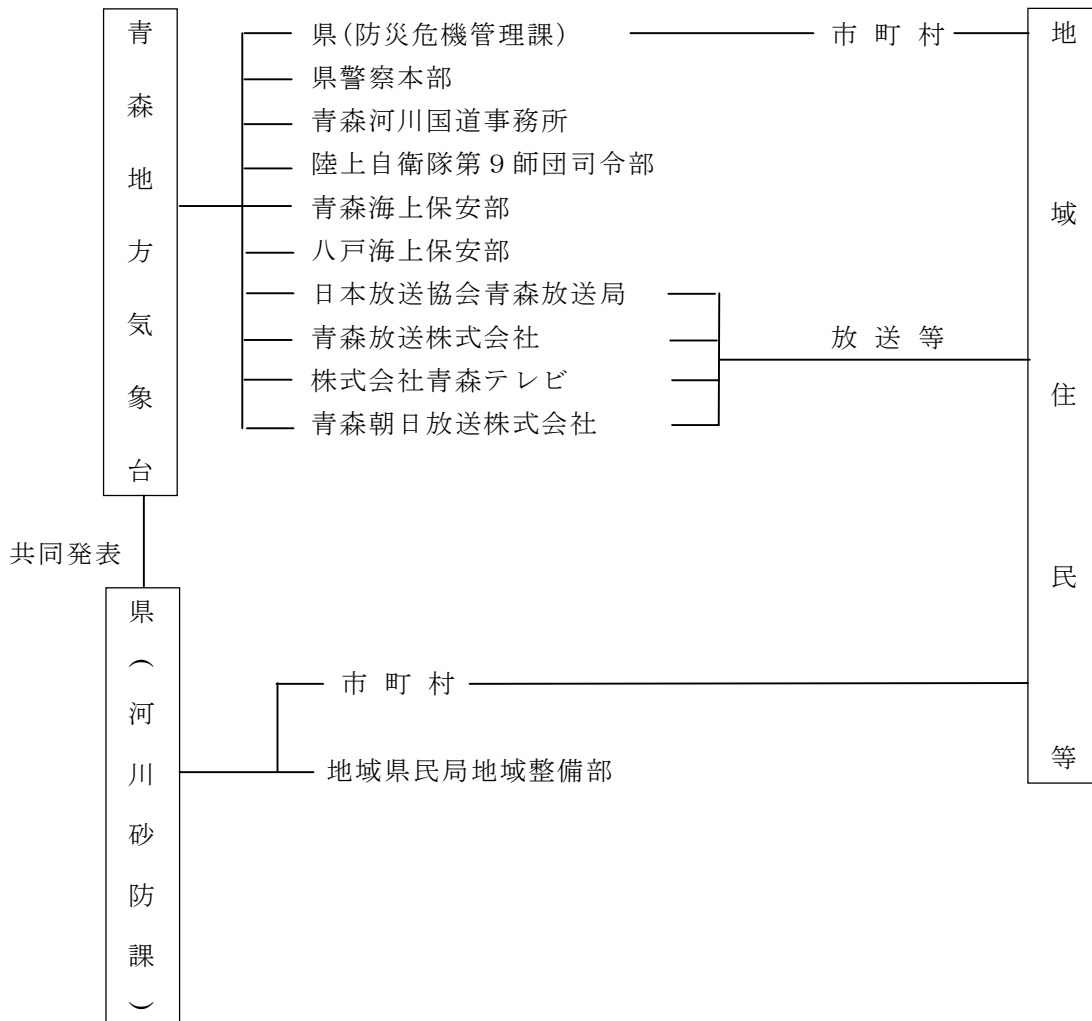
(ア) 発表

大雨警報発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した監視基準に達した場合

(イ) 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図



(5) 火災警報の発令及び伝達

ア 火災気象通報の通報、伝達

青森地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県はこれを市町村（消防機関）に伝達する。（火災気象通報の実施基準）

(ア) 実効湿度が67%以下で、最小湿度は40%より下がり最大風速7m/sをこえる見込みのとき

(イ) 平均風速が13m/s以上の見込みのとき

ただし、雨又は雪をとまなう場合は通報しないこともある。

イ 火災警報の発令

市町村（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常現象とは、竜巻、なだれ、強い降雹等である。

イ 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

(イ) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署に通報する。

(ウ) 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

a 青森地方気象台

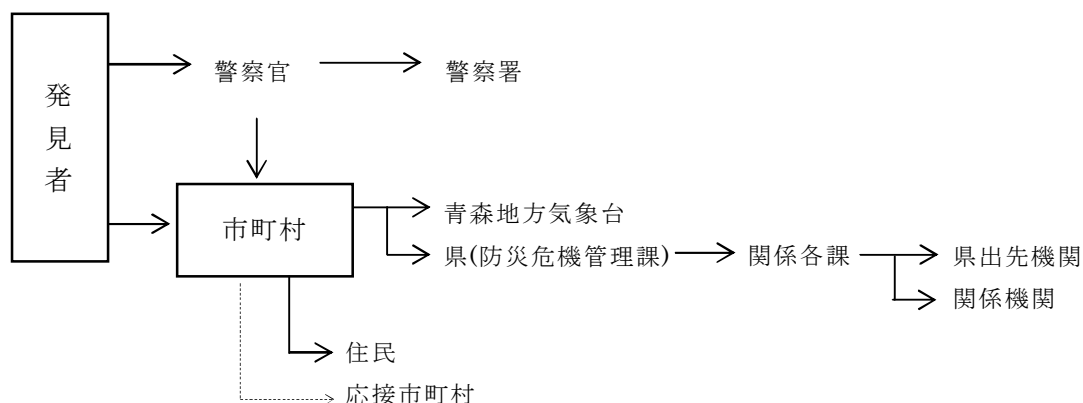
b 県（防災危機管理課）

(エ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。

各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(7) 防災関係機関連絡先 資料編 4-1-13

(8) 庁内の伝達方法

ア 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（委託警備員）が受領する。

イ 宿日直員（委託警備員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

ウ 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。

エ 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝達責任者	伝達先等				伝達内容
	伝達先	電話番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
総務課長	本庁関係各課	0178-62-2111	庁内放送 使 送 電 話 庁内LAN	関係課長へ電話 (警備員が受領 した場合は、警 備員が関係課長 へ電話)	津波、高潮、波浪を除く すべての警報、特別警報、 特に必要と認められる注 意報（なお勤務時間外は 関係課長へ）
	五戸消防署 五戸町消防団	0178-62-3119	電 話	電 話	
教育長	教育課	0178-62-2111	使 送 電 話 庁内LAN	各受領責任者へ 電話	津波、高潮、波浪を除くす べての警報、特別警報及び 特に必要と認められる注 意報

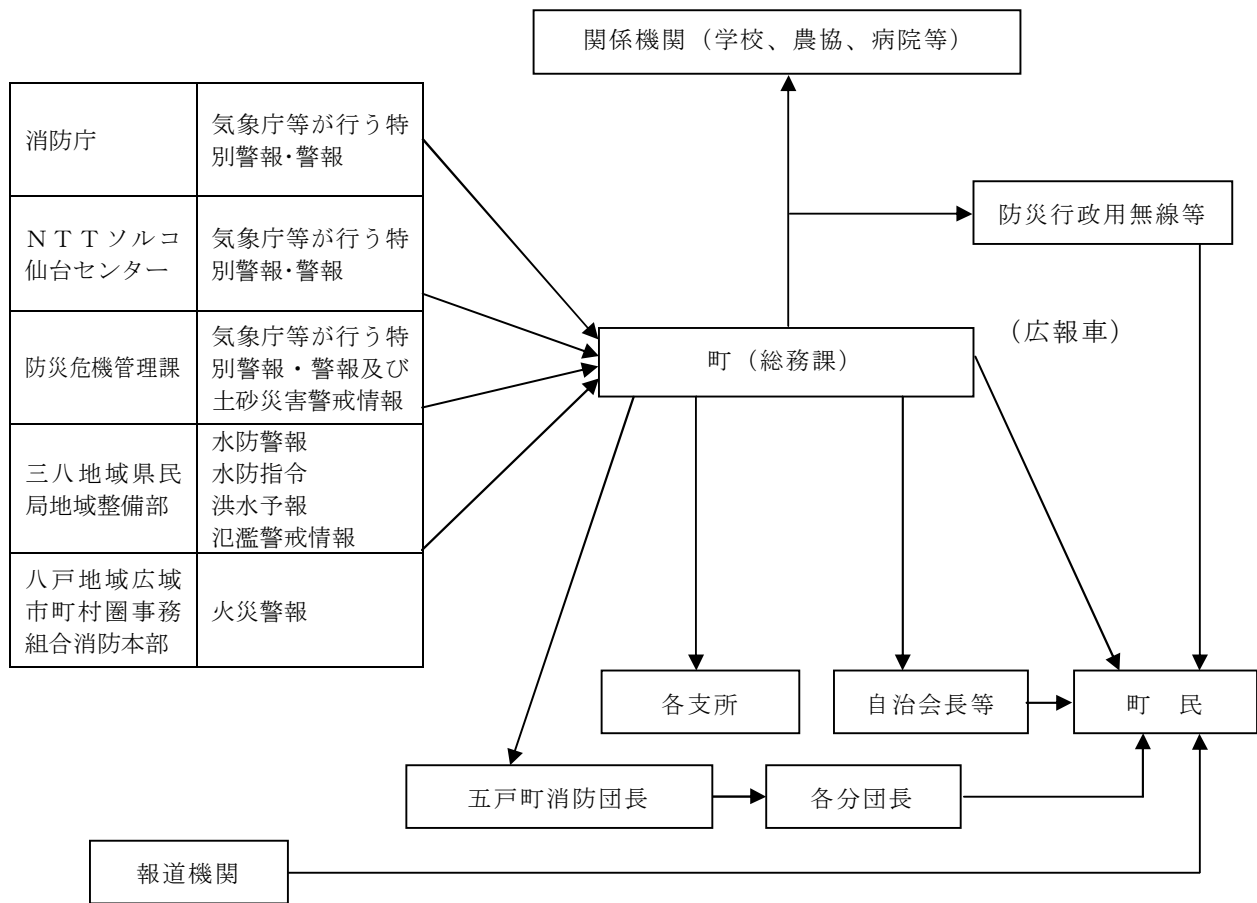
オ 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
総務課長	全町民	広報車、防災行政用無線、ほっと スルメール、緊急速報メール等	津波情報を除くすべての警報・特 別警報及び特に必要と認められる 注意報

(9) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達

町長は、積極的な職員の動員又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア 災害情報の収集

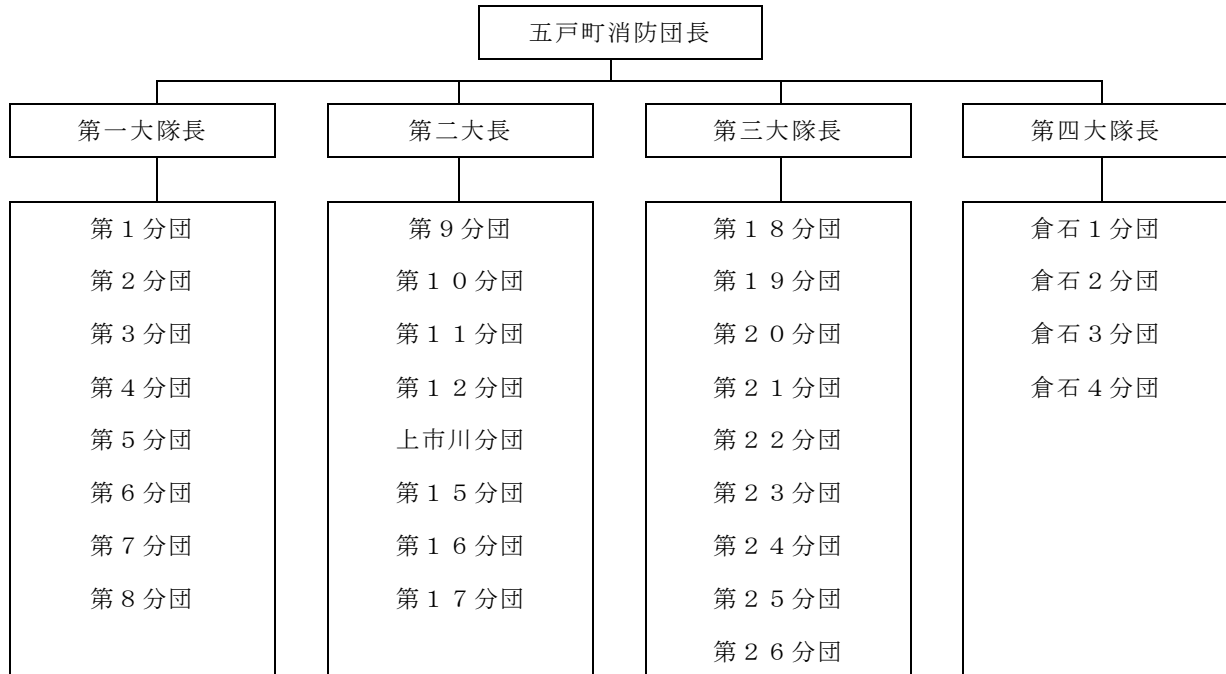
町長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、各地区ごとの行政連絡員

や町民から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

(ア) 各地区行政区 資料編 4-2-1

(イ) 消防本部における情報収集先 資料編 4-2-2

(ウ) 五戸町消防団の情報収集先



イ 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とらうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ 町職員、消防団団員の巡視

次の警報等が発表された場合は、各担当課員、消防団員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報等名	危険箇所等	担当課	備考
大雨特別警報 暴風特別警報 大雨警報 洪水警報 暴風警報	山腹崩壊危険地、崩壊土砂流出危険地、 土石流危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、 河川危険箇所、道路危険箇所等	建設課	巡回し、必要に応じて関係機関へ連絡をする
	農業用水路、ため池、関係危険箇所	農林課	
	水防警戒箇所、その他危険箇所	消防署・消防団	
	各種工事箇所等、被害の発生するおそれのある箇所	共通	
暴風雪特別警報 大雪特別警報 暴風雪警報 大雪警報	道路注意箇所等	共通	

エ 災害情報の報告

町長（総務課）は、収集した情報を取りまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害の発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、地区情報調査連絡員、その他関係者の協力を得て行う。人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	総務課長	各地区情報調査連絡員
住家等財産関係の被害	税務課長	各地区情報調査連絡員
農林水産業関係被害	農林課長	農業協同組合
商工業関係被害	総合政策課長	商工会
公共土木施設被害	建設課長	各地区情報調査連絡員、土地改良区
社会福祉施設等被害	福祉課長	社会福祉協議会、日赤奉仕団

イ 被害状況の報告等

(7) 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
防災危機管理課	N T T回線	017-734-9088 017-734-9097		017-722-4867 017-734-8017	
	防災情報ネットワーク	8-810-1-5812 8-810-1-5813		文書データ伝送	
消防庁 応急対策室		平日 (9:30-17:45)	左記以外 (宿直室)	平日 (9:30-17:45)	左記以外 (宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500- 90-43422	(8-)048-500- -90-49102	(8-)048-500- 90-49033	(8-)048-500- 90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況

- d 住民の動向
- e その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)

(1) 火災等即報

ア 交通機関の火災

航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) トンネル内車両火災
- (ウ) 列車火災

イ 危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a 河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 高速道路上において発生したタンクローリー火災

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ 宿泊施設、病院等において発生した火災

オ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア 列車、航空機の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ バスの転落等による救急・救助事故
- ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ 駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害即報

ア 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

イ 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

被害調査報告分担区分 資料編 4-2-3

(5) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1～4（資料編）により、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には被害調査報告分担区分（資料編 4-2-3）により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

(ア) 被害の状況

(イ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況

(ウ) 避難所の開設状況

(エ) 避難生活の状況

(オ) 救護所の設置及び活動状況

(カ) 傷病者の受入状況

(キ) 観光客等の状況

(ク) 応急給食・給水の状況

(ケ) その他

a 町外の医療機関への移送を要する負傷者の状況

b 町外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況

c その他

イ 被害報告区分 資料編 4-2-4

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。総務課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

ア 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。

イ 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信設備等を利用する。

ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

ア 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。

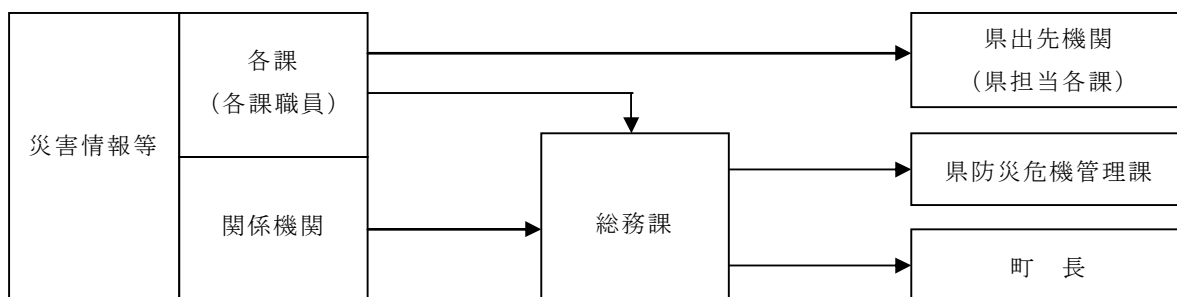
イ 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

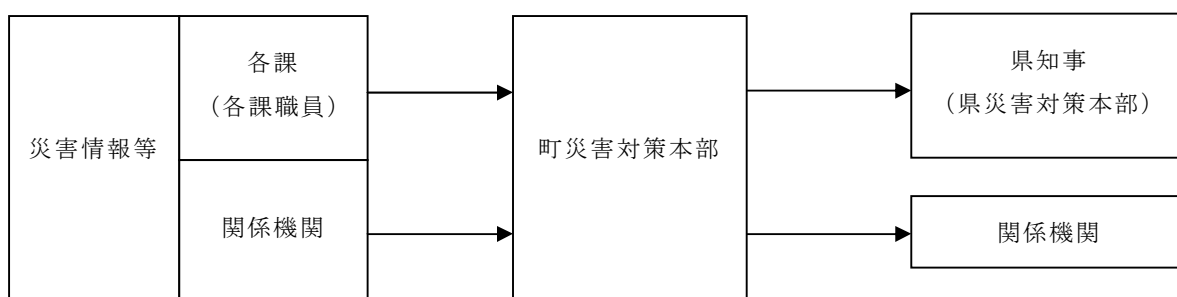
エ 県への報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても青森県総合防災情報システムに入力して行う。

5 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



災害救助法の適用基準

資料編 4-2-5

災害救助法適用以外の災害救護の取扱要綱 (青森県)

資料編 4-2-6

第3節 通信連絡

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 通信連絡手段

町等は、災害時における通信連絡を的確に行うため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

- (1) 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線を基幹として、その他の手段の活用により、町内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用等、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

4 通信連絡

- (1) 青森県防災情報ネットワーク
光イーサ回線や衛星携帯電話回線により、県、市町村及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。
- (2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用
ア 災害時優先電話
⑦ 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行う時に支障をきたさないよう、災害時優先電話（総務課設置）を利用して通信連絡を行う。
⑧ 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。
イ 非常・緊急電報
災害時において、通信設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しく

は救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手 続
東日本電信電話(株) 青森支店	非常電報 緊急電報	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み受付番号は115番。 ・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア 町有無線設備

次の町有無線設備は、五戸町無線放送施設管理規則に基づいて運用する。

防災行政無線の種別、周波数及び空中戦電力等 資料編 4-3-1

五戸町無線放送施設管理規則 資料編 4-3-2

イ 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用し応援・協力を仰ぎ情報収集に最善を尽くすこととする。

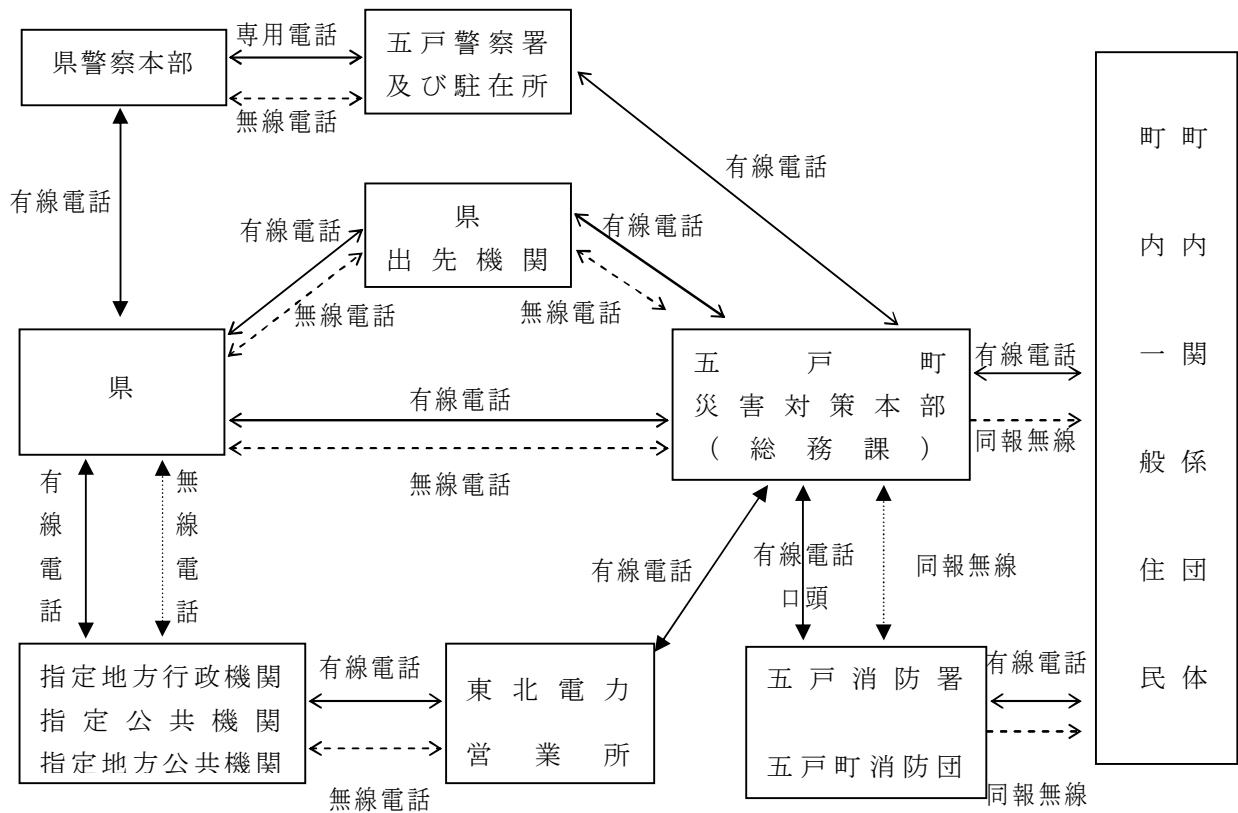
無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者 (町)	備考
消防救急無線	五戸消防署	五戸町字大渡11-1	総務課長	各署所の設備を含む
警察無線	五戸警察署	五戸町字下モ沢向 13-6	総務課長	駐在所の設備を含む(警察ルート)
東北電力無線	東北電力(株)八戸営業所	八戸市堤町11-2	総務課長	東北地方非常通信協議会設定ルート
国土交通省無線	青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	十和田市大字三本 木字北平147-475		
東日本電信電話(株) 無線	東日本電信電話(株)青森支店 青森災害対策室	青森市橋本2-1-6		017-774-9550

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続きなどについては、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者 (町)	備考
警察電話	五戸警察署	五戸町字下モ沢向 13-6	総務課長	駐在所の設備を含む
消防電話	五戸消防署	五戸町字大渡11-1	総務課長	

5 災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区分	責任者	連絡方法
住民担当	総務課長	広報車、防災行政無線（同報無線）、ケーブルテレビ、インターネット、ほっとスルメール、緊急速報メール等
報道機関担当	総務課長	口頭、文書
防災関係機関担当	総務課長	有線電話、無線電話
庁内担当	総務課長	庁内放送、庁内電話

3 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、総務部総務班長（総務課長）に連絡する。
- (3) 総務部総務班及び総合政策部輸送・通信班は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ 災害の概況
 - ウ 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ 避難の勧告、指示等の発令状況
 - オ 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ 防疫に関する事項
 - キ 火災状況
 - ク 避難所、医療救護所の開設状況
 - ケ 給食、給水の実施状況
 - コ 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - サ 道路交通等に関する事項
 - シ 二次災害を含む被害の防止に関する事項
 - ス 一般的な住民生活に関する情報
 - セ 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
 - ソ その他必要な事項
- (5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア 報道機関への発表資料は総務部総務班長がとりまとめる。
 - イ 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表する。
- (6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

 - ア 防災行政無線（同報無線）等の設備による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 報道機関による広報
 - エ 広報紙の掲示、配布
 - オ 避難所への職員の派遣
 - カ その他、町ホームページ、ほっとスルメール、CATVの活用等

4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、住民部住民支援班（住民課長）は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町長は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町長は、災害種別事の安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の活用を住民に周知するよう努める。

- (4) 被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(5) 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段（避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報紙、インターネット等）を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害から住民（訪日外国人等の旅行者を含む）を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び収容保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にいない場合に限り）	自衛隊法第94条

知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水による氾濫からの避難の指示	水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりからの避難の指示	地すべり等防止法第25条

(2) 避難所の設置

避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般 災害が発生又は災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
警察官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、町長等、警察官がその場にいないとき	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	消防法第28条 " 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

2 避難勧告等の基準

避難勧告等の判断基準 資料編 4-5-1

3 避難勧告等の伝達

住民に対する避難のための準備情報の提供や避難勧告等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近傍の安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

特に、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で避難準備・高齢者等避難開始を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難勧告等を行う。

町は避難勧告等の対象地域及び判断時期、土砂災害に関する避難勧告等の解除等に関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア 避難勧告等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法による。なお、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水による避難勧告等は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分 ○——	約5秒 休止	約1分 ○——

- (イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- (ウ) 防災行政無線（同報無線）等により伝達する。
- (エ) 広報車により伝達する。
- (オ) 情報連絡員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (カ) 電話により伝達する。
- (キ) 災害情報共有システム(Lアラート)により伝達する。
- (ク) 携帯電話(緊急速報メール機能を含む)により伝達する。

イ 町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

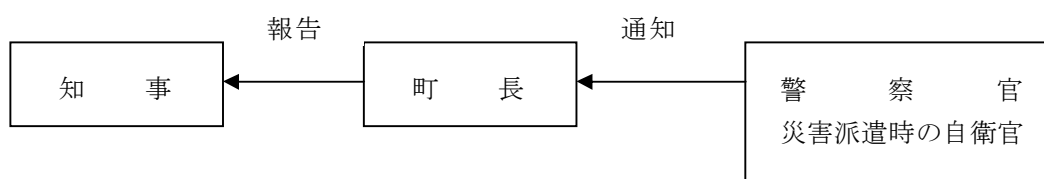
- (ア) 避難が必要である状況、避難指示(緊急)の理由
- (イ) 危険区域
- (ウ) 避難対象者
- (エ) 避難路
- (オ) 避難所
- (カ) 移動方法
- (キ) 避難時の留意事項

(参考) 情報連絡員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。(食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話(充電器を含む)等)
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア 避難勧告等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



(7) 町長が避難勧告等を指示したとき又は他の実施責任者が避難のための立ち退き指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。

また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

a 避難勧告等を発令した場合

○災害等の規模及び状況

○勧告・指示の別

○避難勧告等をした日時

○避難勧告等の対象地域

○対象世帯数及び対象人数

○避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

○避難勧告等を解除した日時

(イ) 警察官が避難のための立ち退き指示をしたとき、直ちにその旨を町長に通知する。

(ウ) 水防管理者が避難のための立ち退き指示をしたときは、その旨を五戸警察署長に通知する。

(エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を五戸警察署長に通知する。

イ 避難勧告等を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡し協力する。

ウ 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知する。

4 避難方法

避難勧告等を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア 避難勧告等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難所ごとになるべく一定地域又は自治会等の単位とする。

イ 避難勧告等が発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

イ 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示したりする方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のための緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

5 指定緊急避難場所の開設

町長は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始等の発令と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

6 指定避難所の開設

町長は、避難勧告等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、避難所の受入能力、受入期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、避難所ごとの受入者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げたりするなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

ア 避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。

イ 避難所に配置する職員数は、避難所1か所当たり最低2人とし、避難状況により増員する。

ウ 避難所に配置する職員について、福祉部・住民部・教育部（福祉課・住民課・税務課・教育課）の職員のみで不足する場合には、他課にも応援職員を要請する。

(2) 避難所の開設手続

ア 町長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、福祉部福祉班（福祉課長）に開設命令を発する。福祉班（福祉課長）は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。避難所の事前指定等については、第3章第9節避難対策による。

イ 町長（総務課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 開設した場合

- ・ 避難所を開設した日時
- ・ 場所（避難所名を含む。）及び箇所数
- ・ 避難人数
- ・ 開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- ・ 避難所を閉鎖した日時
- ・ 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 避難所に受け入れる者

避難所に受け入れる対象者は次のとおりである。

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難勧告等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務

ア 一般的事項

- (ア) 避難所開設の掲示
- (イ) 避難者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成

イ 本部への報告事項

- (ア) 避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ 避難所の運営管理

(ア) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と避難者の保護に当たらせる。
- b 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

(ウ) 留意事項

- a 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- b 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保等、女性の子育ての家庭のニーズに配慮した運営に努める。
- c 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- d 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、物資等の供給及び訪問による健康相談や心のケアの実施に努める。
- d 視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等、情報入手が困難なものへの災害情報の提供に配慮する。

- e 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- f 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- g 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- h 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

7 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

8 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア 設定の理由

警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

9 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、防災行政無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難や食料、飲料水及び生活需要必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図ると

ともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者への支援を行う。

1 1 広域避難者対策

所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

1 2 訪日外国人旅行者対策

町は、災害多言語支援センターを設置し、通訳ボランティアを避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、避難所等の場所及び避難路、避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行うよう努める。

1 3 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他市町村に協議又は他都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該都道府県との協議を求める。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、災害者の運送が円滑に実施されるよう運送事業との協定の締結等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- (5) 町は、旅館・ホテルを避難所として確保するため、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」に基づき、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合に協力を要請する。また、町は、要配慮者の受入れについて、県に対して要請する。

1 4 災害時要配慮者への対応

- (1) 円滑な救護活動体制の整備
福祉部等は、消防・警察棟の防災関係機関や医療機関、福祉団体等と連携・協力し、災害時要配慮者の安否・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等を把握し、円滑な救護活動を図るものとする。
- (2) 救急入院・緊急一時入所
避難所での対応が困難な援護を必要とするもの又は被災事情により在宅で十分に介護できない要配慮者については、医療機関、社会福祉施設等への救急入院・緊急一時入所を検討する。

1 5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 消防

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）が行う。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災においては、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定されるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防長は、医療機関、八戸市医師会、日本赤十字社青森県支部五戸分区、五戸警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5 五戸町消防計画

災害時における消防本部及び五戸消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、五戸町消防計画等による。

6 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ緊急消防援助隊の応援等が必要である旨の連絡及び自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第7節 水防

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（水防管理者）が行う。

2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に土のう積み等の迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止又はその区域からの退去等を指示する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講じる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 水防計画の策定

水防の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

7 警戒水位の周知

県は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般的に周知する。

8 その他

その他具体的対策等については、五戸町水防計画による。

9 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

第8節 救出

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応す

るため、平時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

- (1) 町長（消防長）（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）
災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、警察機関その他の関係機関と連絡を密にしながら救出又は捜索を実施する。

2 救出方法

- (1) 陸上における救出

- ア 消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。
- イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その他の情報収集を行う。
- ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。
- エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- オ 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
- カ 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。
- キ 消防機関は、福祉部（福祉課）・医療部（国民健康保険五戸総合病院）の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。
- ク 事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の捜索として扱う。）に完了する。ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

救出を要する者を発見した場合の通報先 資料編 4-8-1

6 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給(備蓄食品の供給を含む。)措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長)は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
 - ア 炊き出し担当は住民部住民支援班(住民課)とする。
 - イ 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者
炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。
 - ア 避難所に避難している者
 - イ 住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まるにより炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
 - ウ 被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品を喪失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品の現物をもって支給する。

- (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ 旅行者、一般家庭の来訪者等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者。
- オ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
- ア 主食
- (ア) 米穀
- (イ) 弁当等
- (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
- イ 副食物
- 費用の範囲内でその都度定める。
- (4) 給与栄養量
- 給与栄養量はおおむね次のとおりとする。
- 避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）
- ・エネルギー2,000kcal
 - ・たんぱく質55g
 - ・ビタミンB1 1.1mg、ビタミンB2 1.2mg、ビタミンC 100mg
- (5) 必要栄養量の確保
- 供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言を得ながら、栄養素の確保に努める。
- (6) 供給期間
- 炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。
- (7) 炊き出しの実施場所
- 炊き出しは、避難の状況により、適時学校、公民館の調理施設又は学校給食施設等で実施する。
- (8) 炊き出しの協力団体
- 炊き出しの協力団体 資料編 4-9-1

3 食品の調達

- (1) 調達担当
- 調達担当は、住民部住民支援班（住民課）とする。
- (2) 食料の確保
- ア 町長は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- イ 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。特に粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食等特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
- ウ 流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア 応急用米穀

町長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

イ 災害救助用米穀

町長は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、知事は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

イ 副食、調味料の調達

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、国や協定締結事業者等に要請して調達し、町に供給する。

ウ 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

<u>(ア) 弁当、パン、麺類等製造所等</u>	<u>資料編 4-9-2</u>
<u>(イ) インスタント食品調達先</u>	<u>資料編 4-9-3</u>
<u>(ウ) 調達、供給食料の集積場所</u>	<u>資料編 4-9-4</u>

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア 食料品の配分担当は住民部住民支援班（住民課）とする。

イ 住民支援班の構成は次のとおりとする。

住民支援班の構成 資料編 4-9-5

(2) 配分要領

町長は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進委員会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を把握するなどの措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ 食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第10節 給水

風水害等の災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長及び八戸圏域水道企業団企業長（災害救助法が適用された場合は、知事から委任された町長）が行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は建設部水道・住宅班及び八戸圏域水道企業団給水部とする。

(2) 給水対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断滅水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等が継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア 浄水施設や配水池に被害があり、配水池から給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

イ 配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、給水設備を設けて給水所とする。

ウ 消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ 緊急貯水槽、応急給水拠点を給水所とする。

オ 給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

カ 井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水装置によりろ過し、飲料水を確保する。

3 給水資機材の調達等

- (1) 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。（指定給水装置工事事業者）
- (2) 八戸圏域水道企業団所有の給水資機材 資料編 4-10-1

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア 有害物等の混入防止
- イ 水道施設の重要度に応じた応急復旧工事又は保守点検
- ウ 医療機関及び避難所等への早期給水確保を考慮した応急措置の実施

5 応援協力関係

- (1) 町長及び八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について、青森県水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。
- (3) 八戸圏域水道企業団企業長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部災害相互応援に関する協定に基づき、日本水道協会青森県支部長（青森市長）へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給[建設課]

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することが困難又は応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、又は被害住家を応急修理し、被災者の救済を図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 二次災害の発生のおそれのない場所

イ 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

ウ 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

エ 被災者の生業の見通しがたつ場所

オ 災害のおそれがない場所

(2) 供与

ア 対象者

災害により、住宅が全壊（焼）又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅、空き家バンク登録物件等の活用

町は、関係機関、所有者等と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家バンク登録物件等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅へ避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 応急修理の方法

ア 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、建設部水道・住宅班（建設課）が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、町内の次の関係業者とあらかじめ協議し、調達する。

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

建築資材の調達 資料編 4-11-1

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、確保する。

建築技術者 資料編 4-11-2

5 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

6 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材の確保について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、埋火葬

被災地の住民が風水害等の災害より行方不明の状態にあるもの、または周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

(1) 災害時における行方不明者、遺体の搜索は、警察官の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

(2) 災害時における遺体の処理は、五戸警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。

(3) 災害時における遺体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- ア 行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合
- イ 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ウ 災害発生後、ごく短時間のうちに引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 遺体発見者
- ウ 搜索年月日
- エ 搜索地域
- オ 搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- カ 費用

3 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 遺体の処理の方法

- ア 五戸警察署は、医師の協力等を得て、遺体の検視（見分）・死体調査、身元確認を行う。
- イ 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。
- ウ 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
- エ 大規模災害発生時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、町は、県及び県警察と連携し、多数の遺体の検視及び一時保存が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の確保に努める。

町は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保存するものとする。

遺体の一時保存場所 資料編 4-12-1

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア 実施責任者
- イ 死亡年月日
- ウ 死亡原因
- エ 遺体発見場所及び日時
- オ 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ 洗浄等の処理状況

キ 一時収容場所及び収容期間

ク 費用

4 遺体の埋火葬〔住民課〕

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき

エ 埋火葬すべき遺族がいない又は高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき

(2) 埋火葬の程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。

(4) 火葬及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

ア 火葬場 資料編4-12-2

イ 埋葬予定場所 資料編4-12-3

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア 実施責任者

イ 埋火葬年月日

ウ 死亡者の住所、氏名

エ 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ 埋火葬品等の支給状況

カ 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれる又は道路等に堆積した場合、また、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、被害の拡大防止及び緊急通行車両の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川等における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

ア 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、台所等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ 障害物除去の方法

(ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用いる又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(イ) 除去作業は、居室、台所、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

- (2) 道路、河川等における障害物の除去

ア 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

イ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

エ 国は道路管理者である県及び町に対し、県は道路管理者である町に対し、広域的な見地から緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と認められるときは指示を行うことができる。

オ 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

カ 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とし、その場所は次のとおりである。

除去した障害物の集積場所 資料編4-13-1

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

- (1) 障害物の除去に必要な資機材等は、実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。
- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。
作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する資機材等の現有状況は、次のとおりである。

障害物の除去に要する資機材等の現有状況 資料編 4-13-2

5 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は棄損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

生活必需品等の確保・調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託された町長）が行う。

2 確保

- (1) 町は、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。
- (3) 町は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉部福祉班（福祉課）とする。

(2) 調達方法

町内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

上記にかかわらず、速やかな供給を行うため、平素から調達先について広く調査把握しておくものとする。

主な被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与調達先 資料編 4-14-1

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

調達物資の集積場所 資料編 4-14-2

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア 給（貸）与担当は、福祉部福祉班（福祉課）とする。

イ 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 1名 協力員 5名

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品を喪失又は棄損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア 寝具

イ 外衣

ウ 肌着

エ 見廻品

オ 炊事道具

カ 食器

キ 日用品

ク 光熱材料

ケ 高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

(4) 配分方法

町は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5 応援協力関係

町長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第15節 医療、助産及び保健

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講じる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任を受けた市町村長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

ア 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

ウ 保健の対象者

(ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康を害した者

(イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者

(ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者

(エ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他治療及び施術

エ 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所

オ 看護、介護

カ 助産（分べん介助等）

キ 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導

ク 栄養相談指導

(3) 実施方法

ア 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない

い場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護等を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

イ 助産

上記アに準ずる。

ウ 保健

原則として、福祉部の保健師又は医療部の医療救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院、診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班は医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

ア 医師 1名

イ 看護師・保健師・(助産師) 若干名

ウ 補助事務員 1名

(5) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、その状況に応じ適当な場所を選定するものとする。適当な場所が見つからない場合は、開設避難所内に設けるものとする。

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、医療部医療救護班(国民健康保険五戸総合病院)において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、救護班に支給する。

医薬品等の主な調達先 資料編 4-15-1

(2) 医薬品が不足する場合は、知事又は近隣市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節「輸送対策」による。

5 医療機関等の状況

町内の医療機関等の状況 資料編 4-15-2

6 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣(助産を除く。)や、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神診療チーム(DPAT)の派遣を含め応援を要請する。

また、町は救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、町は応援する県保健所の保健師等と情報連携することとし、県は、保健所等において、保健師等が収集した被災者の保健管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行うこととする。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県(健康福祉部)及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。

2 実施内容

(1) 避難所における動物の適正飼養

町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。

(2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、保護等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長(災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた市町村長)が行う。

2 実施内容

(1) 車両等の調達

輸送対策担当は、総合政策部輸送・通信班(総合政策課)とする。

町は、自ら所有する車両等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

ア	<u>町有車両</u>	資料編	4-17-1
イ	<u>公共的団体の自動車保有状況</u>	資料編	4-17-2
ウ	<u>運送業者等営業用の自動車保有状況</u>	資料編	4-17-3
エ	<u>その他の自動車保有状況</u>	資料編	4-17-4

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア 被災者の避難に係る輸送
- イ 医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ 被災者の救出に係る輸送
- エ 飲料水供給に係る輸送
- オ 救援物資の輸送
- カ 遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場、道の駅等輸送拠点を把握しておく。

ア 車両による輸送

本計画に基づき、車両を確保し輸送を行うが、車両が不足又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ 鉄道による輸送

道路の被害等により、車両による輸送が不可能な場合又は鉄道による輸送が適切な場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ 航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより航空輸送を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行う時は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

	<u>ヘリコプター離着陸場所</u>	資料編	4-17-5
--	--------------------	-----	--------

エ 人夫等による輸送

車両、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

3 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む。）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により、災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。
 - (2) 奉仕団の編成及び従事作業
 - ア 奉仕団の編成
奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。
 - イ 奉仕団の従事作業
奉仕団は主として次の作業に従事する。
 - (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
 - (イ) 清掃、防疫
 - (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
 - (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
 - (オ) 軽易な事務の補助
 - ウ 奉仕団との連絡調整
災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。
 - エ 日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況
日本赤十字社、ボランティア団体等の現況 資料編 4-18-1
- (3) 労務者の雇用
 - ア 労務者が行う応急対策の内容
 - (ア) 被災者の避難支援

- (イ) 医療救護における移送
 - (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
 - (エ) 飲料水の供給のための労務者（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
 - (オ) 救援物資の整理、輸送及び配分
 - (カ) 遺体の捜索及び処理
 - (キ) 廃棄物の収集運搬分別作業
 - (ク) 被災動物の保護収容等の連絡調整
- イ 労務者の雇用は、原則として八戸公共職業安定所を通じて行う。
- ウ 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。
- (ア) 労務者の雇用を要する目的
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 所要人員
 - (エ) 雇用を要する期間
 - (オ) 従事する地域
 - (カ) 輸送、宿泊等の方法
- エ 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。
- 労務者の宿泊施設予定場所 資料編 4-18-2

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	災害応急対策作業 (1)災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2)施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3)清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4)犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5)緊急輸送の確保に関する事項 (6)その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項	知事 (市町村)	災害対策基本法 第71条第1項 (「 第72条第2項)	従事命令	(1)医師、歯科医師又は薬剤師 (2)保健師、助産師又は看護師 (3)土木技術者又は建築技術者 (4)土木、左官又はとび職 (5)土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6)地方鉄道事業者及びその従業者 (7)軌道経営者及びその従業者 (8)自動車運輸事業者及びその従業者 (9)船舶運送業者及びその従業者 (10)港湾運送業者及びその従業者	公用令書を交付する。 (様式県施行細則第9条第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償
				協力命令	救助を要する者及びその近隣の者			
2	災害救助作業 被災者の救護、救助その他保護に関する事項	知事	災害救助法 第7条第1項	従事命令	1と同じ	公用令書を交付	県施行細則に定める額を支給	
		東北運輸局長	災害救助法 第7条第2項	従事命令	輸送関係者 (1)の(6)～(10)に掲げる者)			
		知事	災害救助法 第8条	協力命令	1と同じ			
3	災害応急対策作業 消防、水防、救助その他災害の発生を防衛し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置に関する事項	市町村長	災害対策基本法 第65条第1項	従事	市町村の区域内の住民又は応急措置の実施すべき環境にある者			市町村条例で定める額を補償 (「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」中、消防作業従事者、水防作業従事者に係る規定の定める額)
		警察官	災害対策基本法 第65条第2項					
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害対策基本法 第65条第3項					
4	消防作業	消防吏員 消防団員	消防法 第29条第5項	従事	火災の現場付近にある者			3に同じ
5	水防作業	水防管理者 水防団員 消防機関の長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者			3に同じ

4 労務の配分計画等

- (1) 労務配分担当は総務部庶務・人事班（総務課）とする。
- (2) 労務配分方法
 - ア 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、庶務・人事班長に労務供給の要請を行う。
 - イ 庶務・人事班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

- (1) 職員の派遣要請及びあっせん要求
 - ア 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に職員の派遣を要請する。
 - イ 町長は、要請先に適任者がいないなどの場合は、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。
- (2) 応援協力
町長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第19節 防災ボランティア受入・支援対策

風水害等の災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、五戸町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

町は、災害が発生し、五戸町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

- (1) センターの役割
 - ア 町災害対策本部との連絡調整を行う。
 - イ 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電

- 話)等を設置する。
- ウ 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- エ 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- オ 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- カ 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。
- キ 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。
- (2) 情報収集と情報発信
- センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、情報を整理し、その対応を行う町、県等関係機関へ情報提供する。
- (3) センターの運営
- センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。
- なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。
- (4) その他
- 災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

- (1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 町は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
- (3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第20節 防疫

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 災害防疫実施要綱

- (1) 防疫班の編成

福祉部福祉班（福祉課）は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職

員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班名	人員	業務内容	備考
防疫班 1～3班	1班当たり3名	感染症予防のための防疫措置	班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

区分	構成		資器材等	備考
	班長	班員		
1班	1名	2名	噴霧器、クレゾール、石灰等	<ul style="list-style-type: none"> 防疫資機材の受入にあたっては、特別班を編成する。 各班は状況に応じては共同作業を実施又は三八地域県民局地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
2班	1名	2名	〃	
3班	1名	2名	〃	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用等広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

イ 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。

イ 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。

ウ 感染症指定医療機関は次のとおりである。

種 類	医 療 機 関	所 在 地	電 話	病 床 数
第 1 種	青森県立中央病院	青森市東造道 2 丁目 1-1	017-726-8111	1
第 2 種	八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目 1-1	0178-72-5111	6
第 2 種	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町 14-8	0176-23-5121	4

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館等が指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに三八地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア 被害状況報告書

イ 防疫活動状況の報告

ウ 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ 消毒方法に関する書類

オ ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ 患者台帳

ク 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備・点検又は調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要綱」による。

3 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務並びに環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣害の処理並びに知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ ごみの仮置場

大量の災害ごみが発生し、一時的な仮置が必要な場合、又は分別や破砕等の中間処理が必要な場合は、仮置場を設置する。

ウ ごみの処分

(ア) 可燃性のごみは、町等のごみ処理施設において焼却処分する。

(イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。

(ウ) 不燃性のもので再燃資源化できないごみは、町等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。

(エ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再燃資源化ができず、焼却処理等ができない場合又は処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

(ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。

(イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。

(ウ) 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の災害廃棄物処理班を編成し実施する。

ごみ処理班 資料編 4－2 1－1

し尿処理班 資料編 4－2 1－2

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設 資料編 4－2 1－3

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜・死亡獣畜場（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体（家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。））の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適切に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、三八地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で搬送する。

(6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処理地を確保し、必要に応じて広域処理を行う等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

3 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、町所有のもののほか、町内関係業者所有のものを借り上げるものとする。町及び業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

清掃資機材所有状況 資料編 4－2 1－4

4 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

5 環境汚染防止

町長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

第22節 金融機関対策

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2 応援協力関係

町長は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第23節 文教対策

風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された市町村長）及び五戸町教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保等必要な措置は、校長（園長を含む。以下同じ）が行う。
- (3) 私立学校等の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示
 - ア 校長は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
 - イ 特別支援学級が設置されている学校の校長は、児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負う等十分配慮してあらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。
- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施
 - 県教育委員会、五戸町教育委員会及び私立学校等の管理者は、県教育委員会及び県（総務学事課）との連携のもと、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。
 - ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。(分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。)

ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、当該文教施設において授業を行う。

オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

なお、学校事の代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

小学校の代替予定施設 資料編 4-23-1

中学校の代替予定施設 資料編 4-23-2

カ 校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

(3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校すること又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア 町立学校等

五戸町教育委員会又は各学校長があらかじめ定めた基準により行う。ただし、各学校長が行う場合は速やかに五戸町教育委員会に報告する。

イ 私立学校等

校長(設置者)が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

町長は、児童生徒が学用品を喪失又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を来した小学校児童(義務教育学校の小学部児童を含む。)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の生徒を含む。)

イ 学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ 学用品の調達

五戸町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達する。なお、五戸町教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

エ 給与の方法

(ア) 五戸町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任等全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機器等を行う。

(6) 学校給食対策

ア 校長及び五戸町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講じる。

イ 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を五戸町教育委員会に經由して県教育委員会に報告する。

イ 五戸町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、県教育委員会と協力して応急措置を講じる。

ウ 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び五戸町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講じる。

3. 教育施設の現況

(1) 学校施設の状況

小学校 資料編 4-23-3

中学校 資料編 4-23-4

(2) 学校以外の教育施設の状況 資料編 4-23-5

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア 五戸町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、五戸町教育委員会又は県（総務学事課）へ応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第24節 警備対策

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、五戸警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア 五戸警察署は独自又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ 災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行う等社会的混乱の抑制に努める。

ウ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第25節 交通対策

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、五戸警察署長と道路管理者等が連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

- (1) 道路等の被害状況等の把握
 - ア 道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握する。
 - イ 道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。
- (2) 道路の応急措置
 - ア 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
 - イ 道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
 - ウ 道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
 - エ 道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命ずる。
- (3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あらかじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。
- (4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請する。

第26節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

風水害等の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講じる。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置（東北電力㈱八戸営業所）

ア. 体制確立

- (ア) 町長の応急措置要請にもとづき「東北電力㈱八戸営業所、非常災害対策マニュアル」により体制を確立する。
- (イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、第1非常体制、第2非常体制により応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、支店災害対策本部に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。

イ. 要員及び資機材等の確保

災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

ウ. 安全広報

- (ア) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、町災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知させるものとする。

エ. その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置（町内簡易ガス事業者及びLPガス販売事業者）

ア. 体制確立

ガス事業者は、ガス施設の被災状況に応じて、製造・供給の停止、休止、継続を的確に行う。

イ. 復旧体制

ガス事業者は、導管網の復旧、供給の再開等に全力を尽くすとともに、状況に応じて近隣のガス事業者等の応援を要請する。

ウ. 応急復旧

被害の程度に応じた応急修繕を行い、速やかにガスの供給を再開する。なお、ガスの供給を再開するにあたっては、全戸の個別確認の上慎重を期す。災害の状況により、供給可能な地域は、供給系統を変え、ガス遮断区域を最小限に食い止める。

エ. 二次災害の防止

ガス事業者は、災害発生時には被災地域のガス供給停止又は供給制限により二次災害の防止と周辺地区の安定供給を図る。

オ. 広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要がある場合は、需要者及び住民に対し、広報車等により、災害に関する各種の情報を広報する。

カ. その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置（八戸圏域水道企業団・復旧部）

ア. 体制確立

八戸圏域水道企業団は、内部に非常災害対策本部を設置し、職員の非常招集を行うとともに、五戸町災害対策本部と連携をとりながら、関係団体に協力要請を行い、応急復旧体制を整える。

イ. 復旧作業

被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

ウ. 広報

水道施設破損に伴う危険箇所、応急給水方法等の広報については、五戸町災害対策本部と連携及び報道関係の協力を得ながら実施する。

エ. 応援協力関係

自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）等関係団体へ応援を要請する。

オ. その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置（建設課）

ア. 施設の被害調査

災害時の下水道施設の被害状況を把握するため、あらかじめ定められた組織体制により、災害直後は、各施設及び管渠を巡回点検し、次の事項を重点に調査するものとする。

- (ア) 施設建物の被害状況
- (イ) 管渠の接続及び沈下状況
- (ウ) マンホール、柵等の接続状況
- (エ) 管渠の堆積土砂の状況
- (オ) 路盤沈下の状況

イ. 応急対策

災害時には、施設及び管渠の被害状況に応じ、復旧資材の調達及び機械器具の点検並びに、技術者等の確保を行い、町内関係者との連絡を密にし、復旧作業の協力体制を確立する。

また、施設の被害状況を広報車及び報道機関等を利用し地域住民に広報するとともに、使用上の注意事項及び制限について広報し、施設復旧までの協力を呼びかける。

ウ. 応急復旧

(ア) 下水道施設の被害により、汚水、雨水等の疎通に支障がないよう被害の状況に応じ、必要最小限の生活排水を流せるよう仮配管及びポンプアップ等の応急措置を講じる。必要によっては、環境衛生班との連携のもとに仮設便所等の設置を行い環境衛生の確保を図る。

(イ) 下水道施設の復旧は、その被害の状況に応じ次の事項を基本に復旧方針を作成するとともに、動員計画を立て、他市町村、県、工事施工者等関係機関の資機材及び技術者等の応援を得て早期復旧を図る。

a 幹線の被害は、箇所、程度に応じて応急復旧又は本復旧するものとする。

b 枝線の被害は、直ちに本復旧するものとする。

エ. 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して、支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

オ. その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置（東日本電信電話(株)青森支店）

ア. 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又はおそれがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

イ. 情報収集及び連絡

(ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電気等の状況に関する情報を収集する。

(イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、青森県災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報する。

ウ. 災害対策用機器、車両の確保

災害発生時において通信サービスを確保又は被害を迅速に復旧するため、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

(ア) 非常用衛星通信装置

(イ) 非常用無線装置

(ウ) 非常用交換装置

(エ) 非常用伝達装置

(オ) 非常用電源装置

(カ) 応急ケーブル

(キ) 災害対策指揮車

(ク) 雪上車及び特殊車両

(ケ) その他応急復旧用諸装置

エ. 要員、災害対策用資材の確保

災害発生又は発生するおそれがある場合において電気通信設備の被害を防御又は被害の拡大を防止するため平時から要員、次に掲げる資機材等を確保する。

(ア) 出動要員の確保

- (イ) 災害対策用資材、器具、工具、消耗品の確保
- (ウ) 食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品の確保

オ. 電気通信設備等及び災害対策用資機材の整備点検

電気通信設備等及び災害対策用資機材等の数量を常に把握しておくとともに必要な整備点検を行い非常事態に備える。

- (ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火、又は耐震の実施
- (イ) 可搬形無線機等の災害対策用機器及び車両
- (ウ) 予備電源装置、及び燃料、冷却水等
- (エ) その他防災上必要な設備及び器具等

カ. 電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備に災害等が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し、応急の措置を行う。

キ. 通信疎通に対する応急措置

災害等により電気通信サービスが停止又は通信が著しく輻輳した場合、臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置を実施する。

ク. 通信の優先利用

災害時優先電話の利用又は非常電報、緊急電報を優先して取り扱う。

ケ. 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合は重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

コ. 災害対策機器による通信の確保

サ. 災害用伝言ダイヤルの運用

シ. 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

ス. 広報

災害が発生した場合、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安解消に努める。

セ. その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置

ア. 放送施設対策

町長は、災害時において、地域内に放送施設を有する各事業者(各事業所)に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者(各事業所)の自主判断とする。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機等の障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時

の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ．視聴者対策

町長は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講じるよう依頼する。

(ア) 受信機の復旧

被害受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置により、視聴者への情報の周知を図る。

ウ．その他必要と認める事項

第27節 石油燃料供給対策

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講じるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業組合各支部等と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町長は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業組合各支部等と調整しても調達できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第28節 原子力災害応急対策

町への放射性物質に係る事故等の発生又は原子力緊急事態が発生した場合において、当町への被害が甚大で深刻とされる場合は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）[発電所を中心におおむね半径5km]又は緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）[発電所を中心におおむね半径30km]の区域外であっても、国又は県と連絡調整等の態勢を整え、地域住民等を放射線から守るため、町のほか、防災関係機関においても放射線物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施するもの。

1 実施責任者

町は、国、県、市町村、原子力事業者、その他関係機関と原子力災害に関して必要な応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 情報の収集・連絡

警戒事象・特定事象が発生した場合、原子力事業者及び国又は県から通報・連絡が町に対してあった場合、町は関係する防災機関に連絡するものとする。

3 実施内容

第1 原子力災害発生時の応急対策

1 町の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

2 放射線障害に対する医療体制

- (1) 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施するものとする。
- (2) 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、放射線測定器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講じるものとする。

第2 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原子力災害対策特別措置法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて次の対策をとるものとする。

町の措置

- (1) 事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。
- (2) 特定事象発生の通報を受けた場合は、直ちに国又は県に専門家の派遣を要請する。

第3 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べて狭くなると考えられる。しかし、放射線等は人間の五感に感じられないという特性があることから、国が原子力緊急事態宣言を実施したときは、住民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

町の措置

- (1) 原子力緊急事態宣言に際して国又は県が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難勧告・指示を速やかに実施する。
- (2) 原子力災害に関する情報収集や対策の調整を行う。
- (3) 原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。
- (4) 健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林

水産物の生産等に関する相談等に対応したりする窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。

第4 県内外の原子力発電所等における異常時対策

県内外の原子力発電所等の事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、町は、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国や県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、応急対策について協議する。

また、避難が必要な他市町村からの要請に基づいて避難者を受け入れる場合は（緊急的な一時受入れ／短期的な受入れ／中期的な受入れ等）、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

4 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合は、他の市町村に応援を要請するか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第29節 相互応援協定等に基づく広域応援

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

2 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
 - イ 消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。
 - ウ 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順の確認、応援機関の活動拠点の整備等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。
- (4) 町長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長

から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 相互応援協定の締結状況 資料編 4-29-1

3 防災関係機関等との応援協力

町長は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

防災関係機関等との協定の締結状況 資料編 4-29-2

第30節 自衛隊災害派遣要請

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、町長が行う。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸付、譲与
- サ 危険物の保安又は除去
- シ その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア 災害全般 知事
- イ 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（八戸駐屯地）の長等に通報する。

また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

災害派遣要請先

青森市	陸上自衛隊第9師団司令	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

(2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。

イ 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

ア ヘリコプター離着陸場所

第4章第17節「輸送対策」による。

イ 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	面積 (㎡)
五戸小学校グラウンド	字天満後 22-1	校長	12,523
五戸高校グラウンド	字根岸 6	校長	23,667
旧蛭川小学校グラウンド	字熊野林 32	町長	10,383
切谷内小学校グラウンド	大字切谷内字高田川原 24-1	校長	7,832
川内中学校グラウンド	大字上市川字赤川々原 1	校長	15,744
上市川小学校グラウンド	大字上市川字御兵糧 3	校長	7,966
旧豊間内小学校グラウンド	大字豊間内字五ヶ久保 1-3	町長	6,247
旧南小学校グラウンド	大字浅水字十海塚 35	町長	13,919
五戸中学校グラウンド	大字豊間内字地藏平 1-276	校長	16,083
ひばり野運動公園 ほか	大字豊間内字地藏平 1-275	町長	167,032
旧石沢小学校グラウンド	大字倉石石沢字石沢 72	町長	10,000
倉石小学校グラウンド	大字倉石中市字田茂平 40	校長	5,600
倉石中学校グラウンド	大字倉石中市字上ミ平 36	校長	12,300
小渡平公園	大字倉石中市字小渡 88-1	町長	106,796
旧又重小学校グラウンド	大字倉石又重字上川原 110-1	町長	9,600

(6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

町長が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、町長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

災害派遣に関する申し出について 資料編 様式 7 3

第 3 1 節 県防災ヘリコプター運航要請

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、町長及び八戸地域広域市町村圏事務組合消防長が行う。

2 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

3 活動内容

- (1) 災害応急対策活動
被害状況の偵察、情報収集等
救援物資、人員等の搬送
災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等
- (2) 火災防御活動
林野火災における空中消火
偵察、情報収集
消防隊員、資機材等の搬送等
- (3) 救助活動
中高層建築物等の火災における救助等
山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等
- (4) 救急活動
交通遠隔地からの傷病者搬送等

4 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

5 受入態勢

町長又は消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

- (1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項